

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>所沢市宮本町一丁目五六〇番五 地先から同市宮本町一丁目五六 〇番三地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一六・八〇ゝ 二一・八〇</p>	<p>一三・七〇ゝ 一三・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業による</p>		<p>備 考</p>